

一般地域の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 土地利用	
	<p>事業地内のオープンスペースと周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連付けた土地利用計画とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区ごとにまとまりのある計画とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園等のオープンスペースに取り込んだ計画とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良好な景観の形成を図る。</p> <p>記載欄</p>
	<p>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置するなどの工夫をする。</p> <p>記載欄</p>
(2) 造成等	
	<p>山の斜面や稜線等での造成は避ける。</p> <p>記載欄</p>
	<p>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>擁壁や法面では、壁面緑化等を行うことにより、圧迫感を軽減する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--